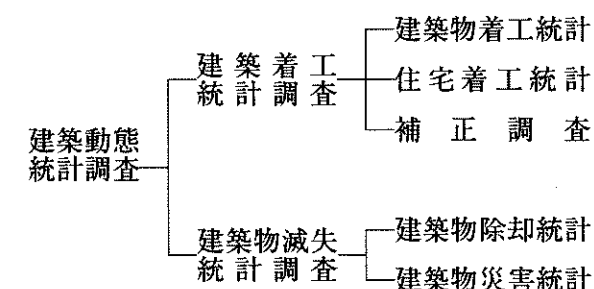


1 目的と沿革

(1) 目的

建築動態統計調査は次の統計調査から成っており、全国の建築物の動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的とする。



建築物着工統計：全国における建築物の着工状況（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）を建築主、構造、用途等に分類して把握する。

住宅着工統計：着工建築物のうち、住宅の着工状況（戸数、床面積の合計）を構造、建て方、利用関係、資金等に分類して把握する。

補正調査：建築物の竣工時に実際にかかった費用（工事実施額）を実地に調査し、着工時における工事費予定額とのかい離を明らかにする。

建築物除却統計：全国の建築物のうち老朽、増改築等により除却される建築物の状況（建築物の数、戸数、床面積の合計、建築物の評価額）を用途、構造等に分類して把握する。

建築物災害統計：全国の建築物のうち火災、風水災、震災等により失われた建築物の状況（建築物の数、戸数、床面積の合計、建築物の損害見積額）を災

害種別、用途、構造等に分類して把握する。

(2) 沿革

昭和5年に内務報告令が定められ、これにより市街地建築物法の適用区域内における建築物について統計調査を実施したのが現在の建築動態統計調査の始まりで、これが終戦時まで継続した。

戦後は昭和20年に建築調査令が、さらに昭和22年に臨時建築等制限規則が定められ、築造許可届、割当資材、着工及び竣工に関する調査が実施された。また、昭和23年1月より災害建築物統計も実施された。

その後、着工される建築物および住宅についての統計はその重要性から指定統計第32号（昭和25年3月2日統計委員会告示第8号）の指定を受け、昭和25年4月1日より統計法に基づき建築動態統計調査規則（昭和25年建設省令第8号）が施行され、従来の統計方法を改善し、信頼度が高められ統計内容の整備充実が図られた。また、同年11月22日に臨時建築等制限規則が廃止され、同月23日より建築基準法が施行され、これに伴って従来の許可、届出及び竣工統計が廃止され着工のみの統計となり、さらに統計内容が整備された。

昭和26年1月に新たに建築動態統計調査規則（昭和25年12月22日建設省令第44号）が施行され、届出統計として建築物滅失統計が加えられ、建築物の増減両面の統計調査の整備が図られ今日に至っている。

なお、日本標準産業分類の改正に伴い、建築物着工統計の建築物用途分類について平成15年4月統計調査分より改正されている。

2 調査内容

(1) 対象と範囲

建築基準法第15条第1項では、建築主が建築物を建築しようとする場合又は、建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合にはこれらの者は、それぞれその旨を都道府県知事に届け出なければならないと定めており、また同条第3項では、建築物が災害により滅失した場合には、市区町村

長は都道府県知事にその旨の報告をしなければならないと定めている。(ただし、いずれの場合も10平方メートル以下の建築物は対象から除外されている。) 建築動態統計は、これらの届出や報告をもとに都道府県の建築主事等が必要事項を調査票に転記作成して国土交通省に送付する方法により行われ、次の建築物を対象としている。

区 分	種類	対 象 等	平成19年度 の 対 象 数
建築着工統計 ①建築物着工統計 ②住宅着工統計 ③補正調査	指定	新たに建築される全国の建築物(悉皆調査) ①のうち住宅(悉皆調査) ①のうち都市部において抽出されたもの(一定抽出率による無作為抽出調査)	626,763むね 1,035,598戸 5,967件 (19年)
建築物滅失統計 ④建築物除却統計 ⑤建築物災害統計	届出	全国の除却建築物(悉皆調査) 災害により滅失、または損壊した全国の建築物(悉皆調査)	138,118むね 15,796むね

(注) 補正調査の対象は暦年中に完成した建築物であり、対象数は暦年値である。

(2) 調査項目

① 建築物着工統計

建 築 場 所 都道府県、市区郡
工事の予定期間 工 期
建築主の種別 国、都道府県、市区町村、会社、会社でない団体、個人
工 事 種 別 新築、増築、改築
建築物の用途

※ 平成15年計以前の用途分類については7頁を参照のこと

居住専用、居住専用準住宅、居住産業併用、農林水産業用、鉱業・建設業用、製造業用、電気・ガス・熱供給・水道業用、情報通信業用、運輸業用、卸売・小売業用、金融・保険業用、不動産業用、飲

食店、宿泊業用、医療、福祉用、教育、学習支援業用、その他のサービス業用、公務用、他に分類されない

建築物の用途 事務所、店舗、工場及び作業場、倉庫、学校の校舎、病院・診療所、その他

構 造 木造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他

床面積の合計

工事費予定額

新築の場合における階数

新築の場合における敷地面積

※ 建築物着工統計の用途分類の変更について

旧分類 (大分類名称)	新分類 (大分類, 中分類名称)
1. 居住専用建築物	A. 居住専用住宅 B. 居住専用準住宅
2. 居住産業併用建築物	C. 居住産業併用建築物
3. 農林水産業用建築物	D. 農林水産業用建築物
4. 鉱工業用建築物	E. 鉱業、建設業用建築物 F. 製造業用建築物 H. 情報通信業用建築物のうち 新聞業・出版業用建築物
5. 公益事業用建築物	G. 電気・ガス・熱供給・水道業用建築物 H. 情報通信業用建築物のうち 通信業用建築物(信書送達業用建築物を除く) I. 運輸業用建築物 P. その他のサービス業用建築物のうち 郵便局用建築物 旅行業用建築物
6. 商業用建築物	J. 卸売・小売業用建築物 K. 金融・保険業用建築物 L. 不動産業用建築物のうち 不動産業用建築物 M. 飲食店、宿泊業用建築物のうち 飲食店用建築物
7. サービス業用建築物	H. 情報通信業用建築物のうち 放送業、情報サービス業、インターネット 付随サービス業用建築物 映像・音声・文字情報制作業用建築物 L. 不動産業用建築物のうち 駐車場業用建築物 M. 飲食店、宿泊業用建築物のうち 宿泊業用建築物 N. 医療、福祉用建築物のうち 医療業、保健衛生業用建築物 O. 教育、学習支援業用建築物のうち 学習塾、教養・技能教授業用建築物 P. その他のサービス業用建築物のうち 娯楽業用建築物 その他のサービス業用建築物
8. 公務・文教用建築物	N. 医療、福祉用建築物のうち 社会保険・社会福祉・介護事業用建築物 O. 教育、学習支援業用建築物のうち 学校教育用建築物 社会教育用建築物 その他の教育、学習支援業用建築物 P. その他のサービス業用建築物のうち 学術・開発研究機関、政治・経済・文化 団体用建築物 宗教用建築物 Q. 公務用建築物
9. 他に分類されない建築物	R. 他に分類されない建築物

日本標準産業分類の改正に伴い、建築物着工統計の建築物用途分類が15年4月統計調査分より改正されている。そのため、建築物の用途が、平成15年計(平成15年1月～平成15年12月)は旧分類により、平成15年度計(平成15年4月～平成16年3月)及び平成16年計(平成16年1月～平成16年12月)からは新分類により集計されている。

② 住宅着工統計

工 事 別	新設, その他
新設住宅の資金	民間, 公営, 住宅金融 機構, 都市再生機構, その他
建 築 工 法	在来工法, プレハブ工 法, 枠組壁工法
利 用 関 係	持家, 貸家, 給与住宅, 分譲住宅
住 宅 の 種 類	専用住宅, 併用住宅, その他の住宅
建 て 方	一戸建, 長屋建, 共同 住宅
住 宅 の 戸 数	
住宅の床面積の合計	
除却住宅の戸数	建築を伴う除却住宅の 戸数

③ 補正調査

建 築 主	①と同じ
建 築 場 所	都道府県
工 事 種 別	①と同じ
建築物の用途	①と同じ
構 造	①と同じ
床面積の合計	
工事費予定額	
実施床面積の合計	
工事実施額	

④ 建築物除却統計

除 却 場 所	都道府県, 市区町村
建築物の用途	①と同じ
除 却 原 因	老朽して危険があるた め, その他
構 造 種 別	木造, その他
建築物の数	
住宅の戸数	
床面積の合計	
建築物の評価額	

⑤ 建築物災害統計

被災市区町村名	④と同じ
災 害 種 別	火災, 風水災, 震災, その他
火 災 件 数	
被 害 区 分	全焼(壊, 流失), 半 焼(壊, 流失)
建 築 物 の 数	
住 宅 の 戸 数	
床面積の合計	
構 造 別	④と同じ
建築物の用途	居住用, その他

(3) 用語の定義

① 建築物着工統計

〈建 築 主〉

国

国及び政府関係機関(例えば住宅金融
機構及び事業団等を含む。)

都道府県

都道府県及び関係機関(教育委員会,
住宅供給公社等を含む。)

市区町村

市区町村及び関係機関(市区町村組合,
教育委員会, 住宅供給公社等を含む。)

会 社

株式会社, 合名会社, 合資会社及び合
同会社をいい, 特別の法律により設立さ
れた法人で会社であるもの。

会社でない団体

会社でない法人(例えば, 森林組合,
水害予防組合等)及び法人でない団体(例
えば, 日本経営者団体連盟, 学校後援会,
防犯協会, その他法律によらない団体)

個 人

個人及び個人事業主

〈工 事 種 別〉

新 築

既存の建築物のない新たな敷地に建築
物を建てる工事をいう。

増 築

既存の建築物のある敷地内において床
面積の合計が増加する工事をいう。

改 築

建築物の全部又は一部を除却し, また
これらが災害等によって滅失した後, こ
れらと用途, 規模, 構造の著しく異なら
ない建築物を建てる工事をいう。従前の
ものと著しく異なるときは, 新築又は増
築とする。

〈用 途〉

居住専用住宅

家計を一つにする者が独立して居住す
る用に供される建築物をいう。

居住専用準住宅

一人で独立して家計を維持する者の集
まりが居住する用に供される建築物で,
個々の炊事施設を有しない建築物をいう。

居住産業併用建築物

産業の用に供される部分と居住の用に
供される部分が結合した建築物で, 居住
の用に供される部分の床面積が延べ面積
の20%以上である建築物をいう。

農林水産業用建築物

標準産業分類の大分類「A. 農業」,
「B. 林業」又は「C. 漁業」の用に供
される建築物をいう。

鉱業, 建設業用建築物

標準産業分類の大分類「D. 鉱業」又
は「E. 建設業」の用に供される建築物
をいう。

製造業用建築物

標準産業分類の大分類「F. 製造業」
の用に供される建築物をいう。(各々そ

の取り扱う物品の修理業又は再生業を含
むものとする。ただし, 標準産業分類の
中分類「83. その他の生活関連サービス
業」, 「86. 自動車整備業」又は「87. 機
械等修理業(別掲を除く)」に属する修
理業又は再生業を除く)

電気・ガス・熱供給・水道業用建築物

標準産業分類の大分類「G. 電気・ガ
ス・熱供給・水道業」の用に供される建
築物をいう。

情報通信業用建築物

標準産業分類の大分類「H. 情報通信
業(小分類「371. 信書送達業」を除く)」
の用に供される建築物をいう。

運輸業用建築物

標準産業分類の大分類「I. 運輸業」
の用に供される建築物をいう。

卸売・小売業用建築物

標準産業分類の大分類「J. 卸売・小
売業」の用に供される建築物をいう。

金融・保険業用建築物

標準産業分類の大分類「K. 金融・保
険業」の用に供される建築物をいう。

不動産業用建築物

標準産業分類の大分類「L. 不動産業」
の用に供される建築物をいう。

飲食店, 宿泊業用建築物

標準産業分類の大分類「M. 飲食店,
宿泊業」の用に供される建築物をいう。

医療, 福祉用建築物

標準産業分類の大分類「N. 医療, 福
祉」の用に供される建築物をいう。

教育, 学習支援業用建築物

標準産業分類の大分類「O. 教育, 学
習支援業」の用に供される建築物をいう。

その他のサービス業用建築物

標準産業分類の大分類「P. 複合サー
ビス事業」, 「Q. サービス業(他に分類

されないもの)」又は「H. 情報通信業」のうち小分類「371. 信書送達業」の用に供される建築物をいう。

公務用建築物

標準産業分類の大分類「R. 公務（他に分類されないもの）」の用に供される建築物をいう。

他に分類されない建築物

前掲の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。

〈使 途〉

事 務 所

机上事務又はこれに類する事務を行う場所をいう。会議室、受付室、タイプライター室、守衛所、用務員室、銀行の窓口部分、営業所、その他これらに類するものを含むものとする。

店 舗

卸売店、小売店、飲食店、その他物品を直接取引する場所をいう。

工 場

物品を製造（改造又は加工を含む。）又は修理する場所をいう。

作 業 場

机上事務又はこれに類する事務でない作業を行う場所のうち工場でないものをいう。商品包装場、荷造り場、物品検査室、電子計算機操作室、ポンプ小屋などを含むものとする。

倉 庫

物品を貯蔵又は保管する場所をいう。

学校の校舎

学校の校舎、体育館などをいう。

病院・診療所

病棟などをいう。

そ の 他

前掲の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。

〈構 造〉

木 造

主要構造部（建築基準法第2条第5号の定義による。以下同じ。）が木造のもの。（木造モルタル塗及び土蔵を含む。）

鉄骨鉄筋コンクリート造

主要構造部が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造。

鉄筋コンクリート造

主要構造部が型わくの中に鉄筋を組みコンクリートを打込んで一体化した構造。

鉄 骨 造

主要な骨組が鉄骨造又はその他の金属で造られたもの。（鉄骨をリブラスしてあるもの軽量鉄骨造も本分類に含む。）

コンクリートブロック造

鉄筋で補強されたコンクリートブロック造のもの。（外壁ブロック造も本分類に含む。）

そ の 他

石造、れん瓦造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、その他、他の分類に該当しない構造のもの。

② 住宅着工統計

〈工 事 別〉

新 設

住宅の新築（旧敷地以外の敷地への移転を含む。）増築又は改築によって住宅の戸が新たに造られる工事をいう。

そ の 他

住宅が増築又は改築されるときで、住宅の戸が新たに増加しない工事をいう。

〈新設住宅の資金〉

民 間

民間資金のみで建てた住宅で、公営、住宅金融機構、都市再生機構、厚生年金、公務員及び公社等以外の住宅

公 営

貸 家

建築主が賃貸する目的で建築するもの。

給 与 住 宅

会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの。

分 譲 住 宅

建て売り又は分譲の目的で建築するもの。

〈住宅の種類〉

専 用 住 宅

住宅に店舗、事務所、作業場等業務の用に供する部分がなく、専ら居住の目的だけのために建築するもの。

併 用 住 宅

住宅内に店舗、事務所、作業場等業務の用に供する部分があって居住部分と機能的に結合して戸をなしているもので、居住部分の床面積の合計が建築物の床面積の合計の20%以上のもの。

その他の住宅

工場、学校、官公署、旅館、下宿、浴場、社寺等の建築物に附属し、これらと結合（1つの建築物（むね）又はむね続き。）している住宅とする。ただし、併用住宅と判別し難い場合はその居住部分の床面積の合計が、その建築物の床面積の合計の20%未満のものをその他の住宅とする。

〈建 て 方〉

一 戸 建

1つの建物が1住宅であるもの。

長 屋 建

2戸の住宅を1棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口を有しているもの。「テラス・ハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。

公営住宅法に基づいて、国から補助を受けて建てた住宅、及び住宅地区改良法により建てた住宅（国及び都道府県から補助を受けて建てた住宅を含む。）

住宅金融機構

住宅金融支援機構から融資を受けて建てた住宅（融資額の大小に関係なく一部でも住宅金融支援機構の融資を受けて建てた場合を含む。）

都市再生機構

都市再生機構が分譲又は賃貸を目的として建てた住宅

そ の 他

民間、公営、住宅金融機構、都市再生機構以外の住宅で、厚生年金の還元融資として都道府県から融資を受けて建てた住宅。上記以外に国又は地方公共団体から補助又は融資を受けて建てた住宅。国が国家公務員の住むため、又は都道府県若しくは市区町村等の地方公共団体がその地方公務員が住むため建てた住宅。政府関係機関がその職員のために建てた住宅及びその他の住宅

〈建 築 工 法〉

在 来 工 法

プレハブ工法、枠組壁工法以外の工法をいう。

プレハブ工法

住宅の主要構造部の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の部材を機械的方法で大量に工場生産し、現場において、これらの部材により組立建築を行うことをいう。

枠組壁工法

ツーバイフォー工法住宅をいう。

〈利 用 関 係〉

持 家

建築主が自分で居住する目的で建築するもの。

共同住宅

1つの建築物（1むね）内に2戸以上の住宅があって、広間、廊下若しくは階段等の全部又は一部を共用するもの。

③ 建築物除却統計

〈建築物の用途〉

居 住

建築物用途分類の大分類「A居住専用住宅」、「B居住専用準住宅」及び「C居住産業併用建築物」に属するもの。

農林水産業

建築物用途分類の大分類「D農林水産業用建築物」に属するもの。

鉱業、建設業

建築物用途分類の大分類「E鉱業、建設業用建築物」に属するもの。

製 造 業

建築物用途分類の大分類「F製造業用建築物」に属するもの。

電気・ガス・熱供給・水道業

建築物用途分類の大分類「G電気・ガス・熱供給・水道業用建築物」に属するもの。

情報通信業

建築物用途分類の大分類「H情報通信業用建築物」に属するもの。

運 輸 業

建築物用途分類の大分類「I運輸業用建築物」に属するもの。

卸売・小売業

建築物用途分類の大分類「J卸売・小売業用建築物」に属するもの。

金融・保険業

建築物用途分類の大分類「K金融・保険業用建築物」に属するもの。

不動産業

建築物用途分類の大分類「L不動産業用建築物」に属するもの。

飲食店、宿泊業

建築物用途分類の大分類「M飲食店、宿泊業用建築物」に属するもの。

医療、福祉

建築物用途分類の大分類「N医療、福祉用建築物」に属するもの。

教育、学習支援業

建築物用途分類の大分類「O教育、学習支援業用建築物」に属するもの。

その他のサービス業

建築物用途分類の大分類「Pその他のサービス業用建築物」に属するもの。

国家公務、地方公務

建築物用途分類の大分類「Q公務用建築物」に属するもの。

そ の 他

建築物用途分類の大分類「R他に分類されない建築物」に属するもの。

〈除却原因〉

老朽して危険があるため

主要構造部が腐朽して構造上の耐力性を著しく欠いたため除却しようとする場合。

そ の 他

「老朽して危険があるため」以外の理由、例えば道路の拡幅工事、区画整理等によって除却しようとする場合。

〈構 造〉

木 造

主要構造部が木造のもの。（木造モルタル塗及び土蔵造りを含む。）

そ の 他

鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造、石造、れん瓦造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、その他木造以外のもの。

3 統計調査結果の利用上の留意点

① 建築基準法第15条第1項、第3項に基づく届出又は報告のあった建築物を調査しているので、届出義務のない床面積10m²以下の建築物は建築動態統計に含まれていない。

② 建築着工統計調査（補正調査を除く。）は、着工ベースで把握したものである。すなわち、着工予定期日の属する月分を当該月分として建築工事の進捗と無関係に一括計上しているため、その後の工事計画の変更、物価の変動による床面積の合計の変化や工事費予定額の変更が統計に表われていない。なお、補正調査により工事費予定額等を施工ベースに補正することができる。

③ 月々の統計は季節によって変動があるため、この性質のある統計においては前月比を利用することは問題がある。このため、建築動態統計では前年同月比を利用することが一般的であるが、この季節変動を取り除いた季節調整値であれば前月比を利用することも有効であろう。なお、建築動態統計では、センサス局法により季節調整済統計値が公表されている。

④ 建築物災害統計

〈災 害 種 別〉

火 災

自然火災を含む。

風 水 災

風災又は水災をいう。（同一時に生じた風及び雨による災害も本分類に入れる。）

震 災

震災によって発生した火災は、震災とする。

そ の 他

上記以外の災害であって、爆発、自然腐朽、山崩れによるもの等を含む。

〈被 害 区 分〉

全	焼	〔被害の割合(%)〕 主要構造部について 100%—50%
全	壊	
全	流失	
大部分焼失、倒壊、 又は流失して復旧し にくいもの。		
半	焼	〔被害の割合(%)〕 主要構造部について 50%—20%
半	壊	
半	流失	
一部分焼失、倒 壊若しくは流失し、 又は被害が甚だし いが、大修繕に よって復旧するも の。		

（注） この表において、被害の割合は、建築物の時価又は建築費等金額を基本として見積った割合をいうものとする。